

一般社団法人日本膝関節学会

学術集会規則

第1条 (趣旨)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という。)が開催する学術集会の運営等に関する事項について定める。

第2条 (名称)

この法人の開催する学術集会は、日本膝関節学会学術集会(The Japan Knee Society (JKS))と称し、膝関節に関する学術研究の発表・提言・連絡・提携を行う。

第3条 (会長等)

1. 各学術集会には、いずれも会長・次期会長・次々々期会長・次々々々期会長(以下、四者を併せて「会長等」という。)各1名を置く。
2. 各学術集会の会長(以下「各会長」という。)は、自ら当該学術集会を主宰するほか、この規則に定めるところに従って学術集会の開催及び運営に関する事項を決定する。
3. 各会長は、自らが主宰する学術集会を成功に導き、この法人が学術集会の開催を通じて膝関節に関する学問の発展に貢献し、学術及び科学技術の振興に寄与することができるよう努める。
4. 各会長の任期は、自らが主宰することとなる学術集会の前年の学術集会が終了した時から自らが主宰する学術集会が終了した時までとする。

第4条 (会長代行者の選任等)

1. 在任中に会長等に事故があったときは、理事長は、理事会の承認を得た上で、会長等を代行する者(以下「会長等代行者」という。)を選任するほか、その学術集会の開催に支障を及ぼさないよう措置を講ずることとする。
2. 会長等代行者を選任したときは、理事長は、その旨を選任後最初に開催される定時社員総会に報告しなければならない。
3. 会長等代行者は、被代行者たる会長等に代わって、この規則に定める当該会長等に係る権限を行使する。
4. 会長等代行者の任期は、その選任後に開催される学術集会の終結の時までとする。

第5条 (候補者選定)

1. 理事会は、自薦又は推薦による候補者の中から、会長候補者を選定する。
2. 会長は、前項で決定した候補者について、社員総会で承認を得て選出される。

第6条 (会長等の資格)

会長等は、この法人の正会員で、自らが主宰する学術集会の年の4月1日時点で65歳未満である者のうちから選出されるものとする。

第7条 (年次集会)

1. 各会長は、自らが主宰する学術集会を毎事業年度に1回開催しなければならない。
2. 各会長は、自らが主宰する学術集会について、次の事項を決定しなければならない。
 - ① 学術集会の日時及び場所
 - ② 学術集会のテーマがあるときは、当該事項
 - ③ 学術集会において発表の機会を与える事項の内容
 - ④ 学術集会において発表の機会を与える者及びそのための条件
 - ⑤ その他、学術集会の開催に当って必要となる一切の事項
3. 前項に掲げる事項を決定するに当たって、各会長は、自らが主宰する学術集会の開催が膝関節に関する学問の発展に貢献し、学術及び科学技術の振興に寄与することができるよう配慮するとともに、この法人が設置する学術集会運営委員会の意見を聴かなければならない。
4. 第2項に定める事項を決定したときは、各会長は、遅滞なく、理事会にその内容を報告し、その承認を得なければならない。
5. 前項に定める理事会の承認を得たときは、各会長は、遅滞なく会員に対して適当な方法で第2項に掲げる事項を通知するものとする。

第8条 (連絡調整)

1. 会長等は、理事会に出席して担当の学術集会の運営に関する事項を報告し、もしくは協議をする。
2. 理事長は、各学術集会の運営に関する協議を行うため、それぞれの学術集会の会長等に理事会への出席を求めることができる。

第9条 (学術集会参加者)

1. この法人の定款第5条に定める各会員は、各学術集会に参加することができる。
2. 前項以外の膝関節に関連する分野の研究者が、各会長の許可を得た上で、各学術集会が定める参加費を納めたときは、その学術集会期間中のみ特別参加者として参加することができる。

第10条 (発表内容の掲載)

学術集会に発表する研究は、その発表内容の抄録をこの法人の機関誌に掲載する。

第11条 (規則の変更)

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、2024年6月17日から施行する。